

常磐松小学校いじめ防止基本方針



渋谷区立常磐松小学校

令和7年4月改訂

目 次

1	いじめ問題への基本的な考え方	1
(1)	いじめの定義	
(2)	いじめの禁止	
(3)	関係機関との連携協力	
2	学校における取組	1
(1)	常磐松小学校いじめ防止基本方針の策定	
(2)	組織等の設置	2
3	学校におけるいじめの防止等に関する取組	
(1)	未然防止	
(2)	早期発見	3
(3)	事実確認	
(4)	早期対応	
3	重大事態への対処	4
(1)	重大事態の定義	
(2)	重大事態の報告	
(3)	重大事態の対処	

1 いじめ問題への基本的な考え方

(1) いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

※1 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級や部活動の児童等や、塾やスポーツクラブ等、当該児童等が関わっている仲間や集団（インターネット上も含む。）など、当該児童等と何らかの人間関係を指します。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味します。

(2) いじめの禁止

いじめは、人間の尊厳を傷付ける絶対に行ってはならない重大な人権侵害であり、児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童等の心に長く深い傷を残すものです。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童等は、いじめを行ってはいけません。

(3) 関係機関との連携協力

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、区及び教育委員会、学校、家庭、地域社会その他の関係機関は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要があります。とりわけ、児童等の尊い命が失われることは決してあってはならず、未然防止、早期発見、迅速な事実確認、早期対応を基本として取り組みます。

2 学校における取組

1 常磐松小学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「渋谷区いじめ防止対策推進条例」を参照し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（「常磐松小学校いじめ防止基本方針」という。）を定めます。

2 組織等の設置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめ「¹」に関する措置を実効的に行うための組織として、「常磐松小学校いじめ対策委員会」(以下、「学校いじめ対策委員会」という。)を設置します。
- (2) 「学校いじめ対策委員会」は、校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・関係教諭・スクールカウンセラー等により構成します。月1回の定期開催の他、必要に応じて随時開催します。
- (3) 校長が必要と認める場合には、「学校いじめ対策委員会」委員以外の教職員や関係機関の職員、専門家等をメンバーとして加えるようにします。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「事実確認」、「早期対応」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた実効的な対策を講じます。

(1) 未然防止

- ア 児童等にとって分かる授業、話合いや学び合いを通して互いのよさや違いを認め合える授業の実現を目指します。
- イ 道徳教育、人権教育、体験活動等の充実、授業等における決まりやルールの徹底等を通して、思いやりの心の育成や規範意識の醸成を図ります。
- ウ 児童等が活躍できる場（居場所づくり）の設定や、信頼感を深める学び合い（きずなづくり）の推進等を通じて、自己肯定感や自尊感情を高めることができるようになります。
- エ 全ての教職員が、いじめや重大事態の定義等の法の趣旨や、常磐松小学校学校いじめ防止基本方針の内容等を十分に理解できるよう、いじめに関する校内研修を年間3回以上実施します。
- オ 全ての児童等に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを自覚できるようにするため、いじめに関する授業を年間3回以上実施します。
- カ 児童等がいじめを自分の問題として捉え、いじめ防止について主体的に考え、行動できるような取組を行っていきます。
- キ 児童等が不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することなどについて学ぶ授業「SOSの出し方に関する教育」を、4年生で年間1回以上実施します。
- ク インターネットによるいじめの防止のため、「SNS常磐松小学校ルール」等を踏まえた情報モラル教育を全学年で行います。
- ケ 学校だより、ホームページ等で、「常磐松小学校いじめ防止基本方針」の内容等を周知し、家庭との連携・協力を強化します。

(2) 早期発見

- ア いじめを把握するための児童等へのアンケート調査を年間3回以上実施します。
- イ スクールカウンセラー等の教育相談により、いじめの実態を早期に把握し教職員間で適切に情報を共有するとともに、全ての教職員がいつでも相談に応じる教育相談体制を整備します。
- ウ 児童等が躊躇することなく、スクールカウンセラーに相談できる環境を作るため、スクールカウンセラーによる全員面接を、原則、3年生・5年生を対象に行います。
- エ 保健室、相談室等の利用や、国、都、区等の相談窓口を定期的に周知します。
- オ 渋谷区教育センターの相談窓口等、学校以外でもいじめに関する通報及び相談を受けられる体制を周知し利用が図れるようにします。
- カ 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集も行います。
- キ あらゆるいじめに対して、学級担任が一人で抱え込むことがないようするため、教職員間で情報を共有し、学校いじめ対策委員会を中心に組織的に対応します。

(3) 事実確認

- ア いじめやいじめの疑いを把握した場合には、学校いじめ対策委員会において事実確認の方策を協議します。
- イ 教職員は役割分担を行い、関係児童等への聞き取りや、アンケートの実施等を通じて、事実の詳細を確認します。
- ウ 確認した事項に基づき、学校いじめ対策委員会において、いじめの解決に向けた対応方針を決定します。
- エ 確認した事実関係と今後の対応方針については関係する保護者と共有します。

(4) 早期対応

- ア 学校いじめ対策委員会において決定した対応方針に基づき組織として対応します。
- イ いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保します。
- ウ いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。
- エ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童等を指導します。
- オ 良かれと思って行った言動や意図せずに行った言動が、結果的にいじめに該当する場合などには、一律に厳しい指導に終始することがないよう配慮します。
- カ いじめを見ていた児童等に対して、自分の問題として捉えられるよう指導します。
- キ いじめの解決に向けた対応状況については、適宜、関係する保護者と情報を共有し、対応を進めていきます。
- ク 状況に応じて、学校からの連絡や保護者会の開催などにより保護者と情報を共有します。
- ケ 必要に応じて、関係機関や専門家等と相談・連携して対応します。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、次に示す事態にある場合をいいます。

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。

例) ○児童等が自殺を企図した場合 ○金品等に重大な被害を被った場合
○心身に重大な障害を負った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など

- イ いじめにより児童等が相当の期間（年間 30 日を目安 ※）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

※児童等が一定の期間、連續して欠席しているような場合も同様。

- 児童等の保護者から、ア、イのいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校は教育委員会に報告を行い、「いじめ重大事態」の調査に当たります。

(2) 重大事態の報告

児童等の保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして教育委員会を通じて区長に報告し、「いじめ重大事態」として速やかに調査を行います。

(3) 重大事態の対処

学校において重大事態が発生した場合は、「学校いじめ対策委員会」が当該重大事態に迅速に対処します。調査に当たっては、校長が必要と認める場合には、当該委員以外の教職員、関係機関職員、専門家等をメンバーとして加えます。

なお、児童等への対応や関係機関との連携に当たっては、以下の点に配慮します。

- ア いじめを受けた児童等の安全を確保します。
イ いじめを受けた児童等が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。
ウ いじめに関する情報を保護者等に伝え、解決に向けて連携して取り組みます。
エ 必要に応じ、児童等や保護者等への心のケアを行います。
オ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行います。
カ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、教育委員会に連絡し、状況に応じて警察との連携による対処を行います。